

民族自決権をめぐる

レーニンとルクセンブルク

丸 山 敬 一

はしがき

- 一 民族問題分析の方法
 - 二 民族国家とブルジョアジー
 - 三 政治的自立と経済的自立
 - 四 原則的要求と実際の解決
 - 五 第Ⅱインターナショナル・ロンドン大会の決議
 - 六 ノルウェーのスウェーデンからの分離
 - 七 ポーランド問題
 - 八 中央集権制、連邦制、地方分立主義、地方自治、民族自治
- むすび

はしがき

このたび（一九八四年一〇月）論創社から、ローザ・ルクセンブルクの「幻の大論文」といわれた『民族問題と自治』の日本語版全訳が出版された。この原文は、彼女が主導していたポーランド王国・リトアニア社会民主党の理論機関誌『社会民主主義評論』に、一九〇八年から〇九年にかけて、六回にわたって連載されたものであった。この論文の内容は、これまでも何人かの人々によって我国にも紹介されてきた（たとえば、伊東孝之氏^②、加藤一夫氏^③、荒木勝氏^④、川名隆史氏^⑤など）し、その一部が外国語にも翻訳されてきた（J・ヘンツェによる第一章のみのドイツ語訳^⑥、これを底本としての丸山敬一による日本語訳^⑦、G・オープト等による断片的なフランス語訳^⑧、H・B・デイヴィスによる第五章までの英語訳^⑨など）。しかし、これらはいずれも不完全なものであって、その全貌は、ポーランド語を読めるごくわずかの人々を除いて多くの日本人にとっては依然として七重の封印をほどこされた書物にすぎなかった。

とりわけ、この論文の内容が、これまでレーニンのあまりにも有名な批判「民族自決権について」^⑩を通して、間接的に、しかも一方的にしか知られてこなかったことを考えると、両者の民族理論の比較検討をはじめて両者に公平な形で可能にした本書邦訳版の出版は、きわめて意義のあるものといわなければならない。本稿は、この邦訳版の出版に際して、レーニンとルクセンブルクの民族理論をめぐる論争をできるだけ公正無私な立場で、相互に比較検討してみようとするものである。

レーニンとルクセンブルクの間民族問題をめぐる論争は、ヴァルスキの言葉を借りれば「二〇年間の論争」であった。すなわち、一八九八年の学位論文『ポーランドの産業的發展』^⑫から、一九一八年の『ロシア革命論』^⑬にまでおよぶ論争であるというわけである。たしかに、加藤一夫氏も指摘するように、この論争は、共通の条件や舞台の上

で、同時期に同じ状況の中で行なわれたものではないので、厳密に言えば論争の態をなしていないといえようが、ルクセンブルクが、ロシア社会民主労働党綱領第九条のかかげる民族自決権を全面的にしりぞけ、他方レーニンが、この権利の承認は、抑圧民族側の社会民主主義者にとっては無条件の義務であると主張したのであるから両者の間の溝は深いものであった。

だが、本稿では、この二〇年におよぶ論争のすべてをとりあげるわけにはいかない。ここでは、ルクセンブルクの側からは『民族問題と自治』を、レーニンの側からは「民族問題についての論評」(一九一三)と「民族自決権について」(一九一四)とをとりあげ、相互の比較検討を行なう。レーニン側の二論文は、『レーニン全集』第二〇巻をみれば明らかなように、いずれもルクセンブルクの原著の批判を目的として一対のものとして書かれ、前者では主として「ポーランド自治」についての議論が、後者では主として「民族自決権」についての議論が展開されているので、この二論文を一体のものとして取扱うべきだと思ふからである。

この二〇年におよぶ論争全体の総括は、いずれ果したいと思ふ。本稿はそのための一つの準備作業である。

〔注〕

- (1) 加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』(論創社、一九八四)
- (2) 伊東孝之「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権概念——ローザ・ルクセンブルク——」『スラヴ研究』一八号、一九七三年
- (3) 加藤一夫「ローザ・ルクセンブルクと民族問題——民族問題論争史ノート——」『季節』二号、一九七九年
- (4) 荒木勝「ローザ・ルクセンブルクのポーランド民族自治論に関する一考察」『法政論集』(名大)八〇号、一九七九年
- (5) 川名隆史「ローザ・ルクセンブルクとポーランド問題——ポーランド自治をめぐる——」『国家論研究』(論創社)

二〇号、一九八一年

- (9) Jürgen Hentze, *Rosa Luxemburg, Internationalismus und Klassenkampf. Die polnischen Schriften* (Luchterhand, 1971) S. 220-278.
- (7) 丸山敬一訳『マルクス主義と民族問題』(福村出版、一九七四)、八七—一〇七ページ。
- (8) G. Haupt, M. Lowy, C. Weill, *Les marxistes et la question nationale. 1848-1914*. (Paris, 1974). pp. 184-203.
- (9) H. B. Davis, *The National Question. Selected Writings by Rosa Luxemburg*. (New York, 1976). pp. 101-287.
- (10) 『レーニン全集』(大月書店)第二〇巻、四二—四九〇ページ。
- (11) この不公平については伊東孝之氏も言及している。前掲論文、五九ページ、注(24)をみよ。
- (12) Rosa Luxemburg, *Die industrielle Entwicklung Polens*. (*Rosa Luxemburg, Gesammelte Werke. Band I-1*. Dietz Verlag Berlin 1970. S. 113-216.) 邦訳、肥前栄一訳『ポーランドの産業的発展』(未来社、一九七〇)。
- (13) Rosa Luxemburg, *Zur russischen Revolution*. (*Rosa Luxemburg, Gesammelte Werke. Bd.4. S. 332-365*.) 邦訳、清水幾太郎訳『ロシア革命論』、『ローザ・ルクセンブルク選集』(現代思潮社、一九六二)、第四巻、二二六—二六四ページ。他に篠原正瑛氏の訳もあり(佐藤昇編『社会主義の新展開』、平凡社、一九六八年、四六一—四八四ページ)、また近いうちに伊藤成彦・丸山敬一共訳の『ロシア革命論』も論創社から出版の予定である。
- (14) 本邦訳書の「訳者解説」(本書、三五—五二ページ)をみよ。「二〇年間の論争」という表現も加藤氏の解説から借りたが、他の人の論文でも何回か見たような気がする(今正確に思い出せないので出典を明示できない)。
- (15) 『レーニン全集』(大月書店)第二〇巻、三—三九ページ。なお、レーニンがルクセンブルクの「民族問題と自治」に刊行物の上ではじめて言及したのは、この論文においてであったという指摘あり。レーニン『民族問題ノート』(大月書店、一九七七)、三〇二ページ、注(58)をみよ。

一、民族問題分析の方法論

H・B・デイヴィスも言うように⁽¹⁶⁾、民族問題分析の方法に関して、レーニンとルクセンブルクの間には大きなちがいがあったように思われない。

ルクセンブルクは、まずマルクス主義の方法論である弁証法的唯物論の原則から出発する。彼女のいうところによれば、科学的社会主義の原理である弁証法的唯物論は、「諸民族の権利」とか「人権」とかいうような「永遠に通用する公式」とはきっぱりと絶縁しているという。なぜなら、弁証法的唯物論は、「永遠の真理」とか「永遠の権利」とかいったものは存在しないということ、今ここで正しい事柄も、異なった場所、異なった時においては誤りでありうるし、その逆もまた真であるということ、一定の諸条件のもとでは正しく合理的であることも、他の諸条件のもとでは不正で不合理になるのだということをお我々に教えているからである。さらに弁証法的唯物論は、このような「永遠の真理」や「永遠の権利」の真の内容を、あらゆる場合に決定しているものは、所与の状況、所与の歴史的時代の物質的社会関係であるということをお我々に教えている。民族問題の分析にも当然この原則が適用される。我々マルクス主義者が、個々の民族問題に対していかなる態度をとるべきかということは、その民族問題を取りまく具体的・歴史的状况にかかっている。それは、国が異なれば著しく異なるのであり、そのうえ、同じ国であっても、時の経過とともに著しい変化をこうむるのである。したがって、マルクス主義者にとっては、個々の民族問題の具体的・歴史的分析が何よりも大切なのであって、民族自決権という一般的な・抽象的な公式から、この問題を判断することは全く非マルクス主義的な態度ということになる。⁽¹⁷⁾

レーニンもいう。「どういふ社会問題を検討するばあいでも、それを一定の歴史的なわくのなかで提起し、つぎに、もし問題になっているのが一国（たとえばその国の民族綱領）であるばあいには、同一の歴史的時代のなかで、その国を他の諸国から区別している具体的特殊性を考慮することが、マルクス主義理論の無条件の要求である」⁽¹⁸⁾。

みられるように、両者ともに民族問題の歴史的・具体的分析の必要性を強調しているのであるから、この点に関して両者のあいだにちがいがあったとは考えられない。では一体どこに論争があったのか。

レーニンがルクセンブルクを批判するのは、彼女が口ではくりかえし民族問題の具体的・歴史的分析の必要を説きながら、自分ではその方法を実際には適用せず、つねに「抽象と形而上学の誤り」に陥ってしまったのではないか、という点にある。ルクセンブルクは、上述の民族問題分析の方法論を述べたあとで、マルクス、エンゲルスが、トルコ問題、ポーランド問題、チェコ問題、十四世紀の原始スイス人のオーストリアからの独立、一八四八年のハンガリーの国民的蜂起などを、どのように具体的・歴史的に分析してみせたかに言及している。だが、レーニンに言わせれば、なるほどこれらの実例は、興味あるものであり、マルクス、エンゲルスの方法の正しさを証明するものではない。あっても、我々の当面の問題とは何ら関係がない、我々がいま問題としているのは、特定の時期、すなわち二〇世紀初頭の、ある特定の国、すなわちロシアのマルクス主義者の民族綱領なのである。それゆえ、ロシアのマルクス主義者は、ロシアがいまどのような歴史的時期にあるのか、この特定の時期の特定の国の民族問題と民族運動の具体的な特殊性とはどんなものであるのか、という問題を提出しなければならないはずである。ところが、まさにこの点に関して、あれほど歴史的・具体的分析の必要を説くルクセンブルクが、全く何ひとつ述べていないのである。¹⁹そして、このことが、彼女のこの長文の論文を空っぽで内容のない陳腐なことの寄せ集めにしてしまっているというのである。

このように、ルクセンブルクを批判したレーニンは、二〇世紀初頭のロシアの民族運動を、資本主義の発展段階と関連づけて歴史的・具体的に位置づけようとする。彼はまず、民族運動の見地からみて根本的に異なっている資本主義の二つの時期を厳密に区別する必要があるという。²⁰第一の時期は、絶対主義と封建制度に対するブルジョアジーの闘争の時期、すなわちブルジョア民主主義革命の時期である。この時期にブルジョアジーは、商品生産の全面的な展開のために国内市場を征服し、共通の言語を話している地域を国家的に統一して、民族国家を形成する。かくして、この時期にブルジョア・ナショナリズムは、封建的な地域的封鎖性を打破し、中央集権的な近代国家を形成するとい

う意味できわめて進歩的な役割を果すのである。第二の時期は、ブルジョアジーの完全な支配が確立し、ブルジョアジーが進歩的階級から反動的階級に転化する時期である。この時期には、発達した資本主義が、諸民族をますます接近させ、ますます混合して、国際的に団結した資本と国際的な労働運動との対立を前面に押し出す。ブルジョア・ナショナリズムは、もはや歴史的役割を終えて進歩性を失なってしまう、かわってプロレタリア・インターナショナル・ナショナリズムの登場する時期である。

次いでレーニンは、世界の諸地域が、この二つの時期のいずれに所属しているのかを分類し、それぞれの地域における民族自決権の要求の妥当性を検討する。

西ヨーロッパ諸国の多くは、ほぼ一七八九年から一八七一年の時期にブルジョア民主主義革命を終えて、ほぼ単一の民族国家を創設し、第一の時期から第二の時期に移行してしまつた。したがって、これらのすでにブルジョア民主主義的民族運動の存在しない諸国——ルクセンブルクは、民族自決権の公式を排撃するための根拠として、ドイツ、オーストリア、スイス、スウェーデン、アメリカ、オーストラリアの社会主義政党的綱領の中に、この公式を見出すことができないという理由をあげている——の綱領の中に民族自決権の要求を探し求めることは、木に登りて魚を求むるがごときものだ、というのである。

だが、東ヨーロッパとアジアでは、ブルジョア民主主義革命の時代は、一九〇五年にやっと始まつたばかりである。これらの地域は、今まさに上述の第一の時期に属しているのであり、これらの地域で起こる諸事件の連鎖の中にはブルジョア民主主義的民族運動と民族国家創設への志向の覚醒とがみてとれるのである。レーニンの言うところによれば、ロシアが、その隣接諸国とともに、この時代を経過しつつあるからこそ、ロシアの社会主義者の綱領の中に民族自決権の要求をかかげることが是非とも必要とされるのである。

レーニンの具体的方法を知るためにオーストリアについてもみておこう。⁽²¹⁾ルクセンブルクは、民族自決権の公式を排撃するために、「複雑に入り混った住民からなる一国家の中で活動しており、したがって、民族問題が第一級の重要性を持つているオーストリア社会民主党のような政党の綱領でさえ、上述したような原理「民族自決権の要求」を⁽²²⁾含んでいない」と主張していた。

この主張に対し、レーニンは、二つの論拠をあげて反論している。まず第一に、前述の民族問題判断の決定的な基準、すなわち、ブルジョア民主主義革命が完了しているか否かという観点からみるならば、オーストリアでは、この革命は一八四八年に始まり一八六七年に終わっているという。つまり、すでにオーストリアは、第二の時期に所属する国家であり、その点でロシアとは発展段階を全く異にしているのだという。

第二に、ロシアとオーストリアでは、諸民族の相互関係が全く異なっているという。オーストリアでは、ハンガリー人やチェコ人が、より侵略的で強力な隣国によって押しつぶされることのないように、オーストリアからの分離ではなく、逆にオーストリアの保全の維持に傾いており、この特異な事情のために、オーストリアは二元的国家（オーストリア＝ハンガリー帝国）になったのであるが、今や三元的国家（オーストリア＝ハンガリー＝スラヴ帝国）になりつつあるという。

ロシアの民族事情は、これとは全く異なっている。ロシアは大ロシア民族中心の国であり、異民族は、第一に、辺境地方に住んでいるということ、第二に、これら異民族に対する抑圧が近隣諸国におけるよりもはるかに強大であること、第三に、多くのばあいには、これらの辺境地方に住む被抑圧民族には、ロシアの国境のむこうでより多くの民族的独立をかちえている同族があること（例えば、フィンランド、スウェーデン、ポーランド、ウクライナ、ルーマニアなど）、第四に、異民族の住んでいる辺境地方の方が、しばしば国家の中心部よりも資本主義の発展や文化の一般

的水準の点で高いこと、最後に、この国に隣接するアジア諸国家には、ブルジョア革命と民族運動の時期がはじまつており、それがロシアの国境内にいる同族の一部分をもとらえていること。

ロシアにおけるこのような民族問題の具体的特殊性が、オーストリアと異なつて、ロシアにおいて民族自決権の要求をとりわけ緊急の課題にしているのだ、とレーニンはいう。

だが、第一次世界大戦後のオーストリア・ハンガリー帝国の民族的解体を考慮すれば、オーストリア内部には民族的独立国家を生み出すような要因は存在しないというレーニンの断言は、やはり勇み足であつたといわなければならぬであらう。民族問題という見地からみるかぎり、オーストリアも、むしろロシアと同じ発展段階に所属する国家として位置づけた方がより正しかったのではないであらうか。レーニンとしても、オーストリアにおいては、民族自決権の要求が全面的に過去のものになつてしまつたと断言する自信はなかつたのではないかと思われる。というのは、彼はロシアとオーストリアに関する前述の二つのちがいを述べたあとで、「なお、純然たる事実の点からいってさえ、オーストリア社会民主党の綱領には民族自決権の承認がふくまれていないというローザ・ルクセンブルクの主張は正しくない」と述べて、ブリュン大会議事録の検討に入り、ウクライナ代表の社会民主党員やポーランド代表の社会民主党員が、自民族の民族統一と自由と自立の要求を宣言したという事実を根拠にして、オーストリア社会民主党は、その綱領の中に民族自決権を直接にはかかげていないけれども、しかし同時に党の諸部分が民族的自立の要求をかかげることは承認しているのであり、実際には、このことは民族自決権の承認を意味しているのだといふかなり苦しい主張をしているからである。彼としても、オーストリアにおいても民族自決権の要求は、いまだ有効性を失なつていないということを主張したかつたのではあるまいか。

〔注〕

- (16) H・B・デヴィスは、次のようにいう。「ルクセンブルクとレーニンを分つものは、具体的状況の分析であって、分析の方法や出発点ではない。この二つの点では、両者はむしろほとんど一致していたのである」。ただし、妥当な見解である。H. B. Davis, *op. cit.*, p. 20. 邦訳は拙訳「マルクス主義における民族自決権」『ローザ・ルクセンブルク論集』（河出書房新社、一九七八）二八〇ページ。
- (17) 加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』（論創社、一九八四）、一二一―一五ページ。
- (18) 『レーニン全集』、第二〇巻、四二七ページ。
- (19) この点に関してレーニンは『民族問題ノート』の中で、「マルクスの方法——抽象的定式でなく、具体的なもの（すべてがそうだが、ただロシアだけがそうでないのだ）」と書いて、ルクセンブルクが、ロシアの民族状況についての具体的分析を欠いていることを指摘している。前掲書、二六九ページをみよ。
- (20) この時点ではレーニンは二段階の時期区分をしていた（同様の時期区分は「民族問題についての論評」『レーニン全集』第二〇巻、一二一―一三ページにもみられる）が、この直後に帝国主義論を導入するようになると、三段階の時期区分をとるようになり、国家類型も三つのタイプに分類するようになる。まず三つの時期区分は次のようである。
- (一) 一七八九―一八七一年。フランス大革命から普仏戦争にいたるこの時代は、ブルジョアジーの興隆の時代、彼らが完全な勝利をおさめた時代である。それはブルジョアジーの上向線の時代であり、一般にブルジョア民主主義運動の、とくにブルジョア民族運動の時代であり、命数のつきた封建的・絶対主義的諸制度の急速な崩壊の時代である。
- (二) 一八七二―一九一四年。ブルジョアジーの完全な支配と衰退の時代であり、進歩的ブルジョアジーから、反動的な、さらにもっとも反動的な金融資本への移行の時代である。それは、新しい階級、現代民主主義派が勢力をととのえ、徐々に勢力を結集していった時代である。
- (三) 一九一四年―？ この時代は、ブルジョアジーを、第一の時代のあいだの封建領主と同じ「地位」においている。これは帝国主義の時代であり、また帝国主義から生ずる帝国主義的激動の時代である。（レーニン「よその旗をかかげて」『全集』二二巻、一三九ページ）
- 次いで三つの国家類型は次のようである。

第一に、西ヨーロッパの先進的な資本主義諸国とアメリカ合衆国。ブルジョア進歩派の民族運動はここではとつくの昔に完了している。これらの「大」民族はいずれも、植民地や国内で他民族を抑圧している。支配民族のプロレタリアートの任務は、ここでは、一九世紀のアイランドにたいするイギリスのプロレタリアートの任務とちょうど同じである。

第二に、東ヨーロッパ、すなわちオーストリア、バルカン諸国およびとくにロシア。ここでは、ほかならぬ二〇世紀がブルジョア民主主義的民族運動をとくに発展させ、民族闘争を激化させた。これらの国のブルジョア民主主義的改革を完成する仕事でも、他国の社会主義革命を援助する仕事でも、これらの国のプロレタリアートの任務は、民族自決権を主張せずにははたすことができない。ここでは、抑圧民族の労働者の階級闘争と被抑圧民族の労働者の階級闘争とを融合させる任務は、とくに困難であり、またとくに重要である。

第三に、中国、ペルシア、トルコのような半植民地諸国とすべての植民地、ここでは、ブルジョア民主主義運動は、一部ではやっとはじまろうとしており、一部では完了までになおほどとおい。社会主義者は、植民地の無条件の、無償の、即時の解放を要求するだけであってはならない。この要求は、政治的に表現すれば、まさに自決権の承認にほかならない。社会主義者は、これらの国におけるブルジョア民主主義的な民族解放運動のもっとも革命的な分子を断固として支持し、彼らを抑圧する帝国主義国にたいする、これらの革命分子的蜂起を——ばあいによつては彼らの革命的戦争をも——援助しなければならぬ。(レーニン「社会主義革命と民族自決権(テーゼ)」『全集』二二卷、一七四—一七五ページ)

(21) オーストリアについては、レーニン「民族自決権について」『全集』二〇卷、四三三—四三六ページに記述あり。ここではレーニンは、オーストリアをすでにブルジョア民主主義革命の完了してしまった国として、したがって、民族自決権の要求もはやかかせる必要のない国としてとらえているが、前の注(20)でも分るとおり、後には(一九一六年)ロシアとならんで、ブルジョア民主主義革命の渦中にある国として、民族自決権の要求の不可欠な国としてとらえている。

(22) 丸山敬一訳、前掲書、一〇—一一ページ。加藤・川名訳、前掲書、四ページ。

(23) 『レーニン全集』二〇卷、四三五ページ。

(24) 注(21)をみよ。

二、民族国家とブルジョアジー

前節ですでにみたごとく、レーニンは、民族運動と資本主義の関連に着目していた。「全世界を通じて、資本主義が封建制にたいして最後の勝利をおさめた時代は、民族運動と結びついていた⁽²⁵⁾」と彼はいう。この民族運動の経済的基礎は次の点にある。すなわち、ブルジョアジーは、商品生産の全面的な展開のために、国内市場を獲得し、共通の言語——言語は人間の最も重要な交通手段である——を使用している諸地域を国家的に統一して民族国家を形成しなければならぬという必要である。それゆえ、資本主義の発展にとって典型的なもの、正常なもの、資本主義の発展にとって最良の条件を保障するものは、疑いもなく民族国家である。これにひきかえ民族的構成の雑多な国家（いわゆる多民族国家）は、なんらかの原因から内部の構成が異常なもの、または未発達なものにとどまっている国家である。

ルクセンブルクもまた、民族国家形成の衝動がブルジョアジーの時代と結びついていることを否定しない。ドイツ関税同盟と関税同盟議会から後のドイツ帝国が結晶してきたというドイツの民族的統合の歴史は、まさにこの典型的な実例である⁽²⁶⁾、という。だが、資本主義ブルジョアジーの商品販売市場に対する欲望は、きわめて大きな弾性と伸性をもち、いつでも地球全体をわが物にせんとする自然の性向を持っている。それゆえ、民族国家は、いつまでも民族国家のままにとどまるのではなく、まさに征服、戦争、抑圧に向かう傾向、つまり「非民族的なもの」になる傾向を持っている。世界貿易の発展と巨大資本主義国の国際市場における生存競争、世界政策および植民地領有の必要という今日の帝国主義政策をみれば、資本主義の発展に最もよく適合しているのは、民族国家ではなくして征服国家である。これがルクセンブルクの主張である。レーニンが、民族国家を資本主義時代の規準とみ、多民族国家は例外であるとみていたのに対し、ルクセンブルクは、逆に征服国家は多民族国家をこそ、資本主義の時代に典型的なものとも

ていたのである。

だが、レーニンは、まさに「民族自決権について」の執筆の直後から帝国主義論の研究に入り、先進諸国の生産力と資本が、民族国家の枠を越えて成長し、「ごく少数の最も富裕な、あるいは最も強大な民族による、ますます多数の弱小民族の搾取」⁽²⁷⁾が全地球的規模でみられるようになったという事実を指摘するようになる。この点からみるならば、レーニンの国家観が、後に帝国主義論を媒介にして、ルクセンブルクの方向に接近していったといえるであろう。

しかし、このような国家観の接近にもかかわらず、民族自決権の立場からみると、両者の間にはなお正反対に近い見解の相違があった。レーニンは、帝国主義とは、ひとにぎりの大国による世界の諸民族の抑圧が増進することであると述べて、帝国主義の本質を民族抑圧に求めている。その結果、民族自決権の要求は、帝国主義のもとにおいては、以前にもまして緊急な課題であるということになる。

ところが、ルクセンブルクは、帝国主義国による植民地の獲得は、今まで独立していた国家、民族の絶え間ない独立の崩壊をもたらしたという側面のみを強調し、これに反対する側面、すなわち帝国主義国によって植民地化されればされるほど、ますます民族的独立を求めて立ち上らざるをえない植民地側の民族解放運動の側面を全く無視しているのである。いや多少の言及はなされているが、それらはいずれも、独立を達成した国家——たとえば南北アメリカの独立国やオーストラリア連邦など——が、すぐさま他民族の征服にのりだしたという側面からしか記述されていない。つまり、ルクセンブルクにあっては、帝国主義は民族自決権を空辞にするという側面からのみとらえられているにすぎないのである。⁽²⁸⁾レーニンが『民族問題ノート』の中で、「インドについて二行ノ（たった）（そこにはイギリスにたいする深刻な民族運動があるというのに）」⁽²⁹⁾と書いているのは、ルクセンブルクのこうした視角の欠落に対する鋭い批判であるといわなければならない。

ルクセンブルクとレーニンの間には、民族運動とブルジョアジーの関係について、もう一つの見解の相違があったことを、最後に指摘しておかねばならない。すでにみたようにレーニンは、国内市場形成という契機に着目してブルジョアジーによる民族国家の形成を近代の普遍的傾向として確認していた³⁰。彼はアジアにおいてもバルカンにおいても、いささかでも資本主義が発展したところでは、民族運動の高揚がみられ、そして、これらの運動はいずれも民族国家の創設を目指していると主張している。

すでにみたようにルクセンブルクもまた、この傾向を一般的には承認する。国内市場むけの生産が、輸出むけのより大規模な生産に先行しているところでは民族運動は民族国家の形成を目指すことになると彼女自身も主張している。だが、彼女はこの傾向を法則のようには仕上げず、例外のあることをも認めている。それは、彼女の生国ポーランドである。ポーランドの産業は、はじめから、すなわち、一八二〇—三〇年代からすでに輸出産業であり、とりわけロシア市場を足場にして成長してきたのであって、それゆえ、ポーランド・ブルジョアジーは最初から明らかに反民族的要素であって、民族国家を形成しようといういかなる熱意も示さなかったという。ドイツとイタリアで民族国家を作りあげた資本主義の市場利害は、ポーランドでは逆にポーランドとロシアの一体化をもたらしただけなのである³¹。つまり、ブルジョアジーと民族国家形成との間には必然的な関連があるわけではなく、あくまでもブルジョアジーの依拠する市場が、国内市場であるか、外国市場であるかによって、民族国家の形成にいたる場合もあれば、外国との融合にいたる場合もあるというのがルクセンブルクの考え方であった³²。

〔注〕

(25) 『レーニン全集』二〇巻、四二二ページ。

(26) この辺の記述は加藤・川名訳『民族問題と自治』の第二章による。

- (27) 『レーニン全集』二二巻、三四七ページ。
- (28) 加藤・川名訳前掲書、三四―三九、七八―八一ページ。
- (29) レーニン『民族問題ノート』(大月書店)、二七〇ページ。
- (30) このレーニンの立場を「商品市場国家形成説」と呼んでいるものに次の論文がある。
加藤克子「レーニンの民族理論——レーニン国家論への一視角——」(一) (四) 『北大経済学研究』二二巻二号、四号、二三巻
三号、四号、一九七二―七四年。

長尾克子「レーニンの民族国家論——『帝国主義論』を中心として——」『国家論研究』一三号、一九七七年。

- (31) ルクセンブルクのポーランド論については、丸山敬一の前掲訳書(注7)や肥前栄一訳の学位論文(注12)などで知ることが
できるが、加藤・川名訳の『民族問題と自治』の中では、とりわけ第二章のⅠ、八二―八八ページに展開されている。
- (32) ルクセンブルクの資本主義観の特質については次の論文をみよ。

肥前栄一「ローザ・ルクセンブルクの資本主義観の二、三の特質について」、同氏著『ドイツ経済政策史序説』(未来社、
一九七三)、三五六―三八一ページ。

三、政治的自立と経済的自立

レーニンのルクセンブルク批判の第三点は、ルクセンブルクが、政治的自立の問題を経済的自立の問題にすりかえてしまったという点にある。なるほどルクセンブルクには、民族問題分析に際して、高度に経済決定論的色彩が強い。すでにみたように、彼女はポーランド資本主義を分析して、ポーランドとロシアの経済的一体化を論証し、ポーランド民族国家の創設に真向うから反対した。この方法は、ヨーロッパの他の諸民族にも適用され、彼女は、アイルランド、ボヘミア、アルサス・ロレーヌの分離にも反対した。彼女の理論の根底には、資本主義的融合や経済的従属がひとたび確立されるならば、政治的分離独立は全く不可能になるという信念がある。⁽²⁸⁾ 前述したような、帝国主義国の植民地拡大政策による民族自決の崩壊のみを一方的に強調し、これに反対する側面には全く言及しないという彼女

に特有な視角の欠落も、こうした信念に由来するものではあるまいか。

これに対して、レーニンは、経済的従属が直ちに政治的独立の喪失を意味するものではない、という視点を持っていた。彼はいう。微小なバルカン諸国家だけでなく、ロシアでさえ西ヨーロッパの帝国主義的金融資本に経済的には全く従属してはいないか。十九世紀のアメリカでさえ、経済的にはヨーロッパの植民地だったではないか、と。

この事実は、逆にいえば、たとえ経済的に従属している民族でも政治的に独立することがありうるということを示唆するものである。そして、民族自決権とは、ほかならぬ政治的分離権、すなわち、政治的に独立した国家を形成する権利とのみ解釈すべきであるので、経済的従属と民族自決権とは立派に両立しうるというのである。⁽³⁵⁾ この視点は、第二次世界大戦後のアジア、アフリカにおける植民地の政治的独立達成と、しかし依然として元本国への経済的従属（いわゆる新帝国主義）という事実を考慮すれば全く正しかったといえることができる。⁽³⁶⁾

〔注〕

(33) 一民族の「物質的生存の孤立的完結性」の否定がそのまま民族独立の否定につながるという視点をルクセンブルクがもっていたのだとする大野節夫氏の指摘あり。逆に政治的独立には経済的な「物質的生存の孤立的完結性」が対応するのである。大野節夫「民族と階級との関連について(1)」——ローザ・ルクセンブルクとレーニン——「同志社大学『経済学論叢』第二三卷、三・四号、一九七五年、八〇—八一ページ。

(34) 『レーニン全集』二〇巻、四二五ページ。

(35) この視点は、のちに「帝国主義のもとでは自決は経済的に『実現不可能』であると説く」帝国主義的経済主義者たちとの論争の中で一層深められることになる。『レーニン全集』二三巻、二一—七九ページ。なお次の論文もみよ。

高梨純夫「民族問題と帝国主義——『帝国主義論』成立前後とレーニンの思想——」『季節』、八号。

(36) この視点の批判的検討を主張するものに加藤一夫氏の次の二論文がある。

「ローザ・ルクセンブルクと民族問題——民族問題論争史ノート——」『季節』二号、四四ページ。

四、原則的要求と實際的解決

ルクセンブルクは、近代労働者政党の綱領というものは、プロレタリアートの階級闘争と、その最終的勝利を容易にするために、ブルジョア社会の枠内で実現可能な實際的な社会的、政治的諸改良を定式化すべきものであって、社会主義的理想の抽象的原則を表明すべきものではないという綱領観を持っていた。それゆえ、彼女の見解によれば、八時間労働日の導入は、支配階級の社会的反動がますます強化され、社会改革が全面的に停滞し、企業家たちの強固な同盟が形成されるという状況に直面するならば、ほとんど実現の見込みがないけれども、しかし、これを社会主義政党の綱領にかかげるべき十分な理由があるという。なんとすれば、この要求はブルジョア社会そのものの進歩的發展に完全に合致した要求であるからである。他方、民族自決権の要求は、ブルジョア社会の歴史的発展——ルクセンブルクは、この発展を資本主義の巨大国家形成の方向と帝国主義的植民地拡大の方向として理解する——によつてますますユートピア化する要求にすぎない。この要求が実現されるのは、社会主義社会においてのみであるから、このような要求を社会民主党の綱領にかかげる必要は全くないという。

つまり、ルクセンブルクによれば、階級間の勢力関係のゆえに事実上実現不可能ではあつても、本来ブルジョア社会の発展に合致した要求と、もともと資本主義の発展によつてますます空洞化する要求とがあり、社会民主党は前者を綱領の中にかかげるべきであるのに対し、後者は綱領にかかげてはならないというのである。前者をブルジョアの権利と呼ぶとすれば、後者はブルジョアの権利には属さなくなつてしまふ。レーニンが、民族自決権をもブルジョアの権利の一つとみなしたのに対し、ルクセンブルクは、民族自決権をそのような性格の権利とはみなさなかつた。⁽³⁷⁾

民族自決権は、ますますユートピア化する要求であるだけでなく、綱領の要求する実際性も全く持っていない、とルクセンブルクはいう。この公式は、すべての諸民族に対して、民族問題を随意に解決することのできる無制限の権限を与えるだけであり、この公式から引き出される唯一の実際の結論は、あらゆる民族的抑圧に反対する闘争の義務づけだけであるが、この義務は、あらゆる社会的不平等や抑圧に反対する社会主義の原理的立場からみて当然のことであって、³⁸⁾あえて「民族自決権」の規定から引き出される必要はないし、そのうえ、この義務そのものが、きわめて消極的な性格のものにすぎない、と彼女は主張する。彼女は、「ポーランド人、レット人、ユダヤ人その他が、民族問題を解決するためには、ロシアの意識的なプロレタリアートは、いかなる諸関係をめざし、いかなる政治形態のために、現在の時点で努力しなければならぬか」というきわめて積極的で実際の、かつ具体的な解決法を要求していたのであった。したがって、彼女の目からみれば、民族自決権という公式は、民族問題の取り扱いに関して、いかなる政治的・綱領的指示を与えるものでもなく、むしろこの問題を回避するものにすぎないとみえたのであった。

これに対してレーニンは、すでに指摘したように、民族自決権を、言論の自由、結社の自由、信教の自由などとならぶブルジョアの権利の一つと考えていた。それは、彼がルクセンブルクと異なって、民族自決権を資本主義の基盤の上で実現可能な権利と考えていたからであった。すでにみたように、彼は経済的従属のもとでも政治的独立は可能であると考えていたし、帝国主義のもとでは民族自決権の承認は、かえってますます緊急の課題になるとみなしていた。

民族自決権が消極的な性格のものにすぎないという点に関しては、レーニンもこれを肯定する。「マルクス主義は、どんなに『公正な』、『純粋な』、洗練された、文明的なものであっても、民族主義とはあいられない。マルクス主義は、あらゆる民族主義のかわりに国際主義を押しだし、あらゆる民族のより高度の統一における融合を押しだす⁴⁰⁾」のであって、マルクス主義者が民族運動にコミットするのは、民族運動のうちにある進歩的なものを支持する場

合だけである。被抑圧民族のブルジョア民族主義には、どれにも抑圧に反対する一般民主主義的内容があるので、被抑圧民族のブルジョアジーが抑圧民族とたたかうかぎり、そのかぎりでプロレタリアートは断固として彼らを支持すべきである。しかし、被抑圧民族の民族主義が、この限界を越えて、自民族の特権を求めたり、他民族の抑圧にのりだす場合には、これを決して大目に見てはならない。民族自決権がプロレタリアートに義務づけるものは「あらゆる民族的圧制に対する闘争」だけであって、この限界を越えていかなる民族主義にもコミットしてはならないという意味で、この権利は、あくまでも消極的な性格のものにとどまるのである。

さらに、民族自決権の承認は、被抑圧民族が必ず分離して独立した国家を形成しなければならないということを義務づけるものではない。各民族のプロレタリアートは、それぞれの場合について、とりわけ階級闘争の利益の見地から、分離独立するのがよいのか、大国家の中にとどまるのがよいのかを自主的に決定することができるのである。この意味で自決権（＝分離権）の承認と、この権利の行使とは別物であるということができるといえる。レーニンは、このことをウクライナを例にとって次のように述べている。「たとえばウクライナが自立した国家を形成する運命にあるかどうかは、まえもって知ることのできない一千もの要因によるのである。そこでわれわれは、むだな『推測』などやらずに、まったく疑う余地のないこと、すなわち、ウクライナがこうした国家をつくる権利をもっていることをはっきりと支持する。われわれは、この権利を尊重する⁽⁴⁾」。

〔注〕

(37) ルクセンブルクは次のように明確にいう。「『諸民族の自決権』と、言論、出版、結社、集会の自由といったあらゆる民主主義的要求との間に類似性があるなどというのは、すでにまったくの誤りである」(加藤・川名訳前掲書、四四ページ)。

(38) ここからみて、彼女が「民族的抑圧からの自由」をみとめていたことは明らかであるが、これは一体民族自決権の原則的承

認とどこが異なるのであろうか。彼女は単に自決が権利であるという考えに反対したのであろうか、というH・B・デイヴィスの指摘あり。

H. B. Davis, *op. cit.*, p. 20. 拙訳「マルクス主義における民族自決権」『ローザ・ルクセンブルク論集』(河出書房新社、一九七八)、二八一ページ。

(39) 丸山敬一訳『マルクス主義と民族問題』(福村出版、一九七四)一八ページ。加藤・川名訳前掲書、一一ページ。

(40) 『レーニン全集』二〇巻、二〇ページ。

(41) 同右、四四一ページ。

五、第Ⅱインターナショナル・ロンドン大会の決議

一八九六年の第Ⅱインターナショナル・ロンドン大会⁽⁴²⁾で採択された民族問題に関する決議をめぐってもレーニンとルクセンブルクの間には解釈の相違があった。この決議は次のようなものであった。

「本大会は、あらゆる民族の完全な自決権⁽⁴³⁾を支持し、現在、軍事的、民族的もしくはその他の専制主義の圧制のもとに苦しんでいるあらゆる国の労働者に同情を表明する。また本大会は、これらすべての国の労働者に対して、全世界の階級意識ある労働者の戦列に加わり、彼らとともに国際資本主義の打倒のため、また国際社会民主主義の諸目標達成のためにたたかうようよびかける⁽⁴⁴⁾」。

この決議に先だって、ポーランド社会党の側からは、ポーランドの独立は、ポーランド・プロレタリアートの利益であるだけでなく、国際社会主義運動にとっても不可欠の政治的要求である、という決議案が提出され、ポーランド王国社会民主党の側からは、ポーランド独立要求は、資本主義体制の枠内ではユートピアであるという主旨の決議案が提出されていた。しかし、実際に採択された決議は、右にかかげたものから明らかなように、直接ポーランド独立

問題に言及するのを避け、あらゆる被抑圧民族にあてはまるような一般化を行なつた。⁽⁴⁵⁾

この決議に対するルクセンブルクの見解はどのようなものであろうか。彼女は、まず、この決議は事実上ポーランド独立の動議を却下したことを意味するものであると述べ、つづいて、この決議の中で、社会主義政策の観点からみて実際に重要なものは、その後半部、すなわち、民族的抑圧に苦しんでいるすべての国の労働者に国際社会民主主義の戦列に加わり、その原則と目的の実現のために努力することをよびかける部分であり、自決権を承認している前半部は、社会主義実現ののち始めて現実化される究極の目標を呈示したものにすぎないと解釈している。社会主義運動を民族別に分裂させることを最も惧れ、多民族国家内のプロレタリアートは一つの党として行動すべし⁽⁴⁶⁾という原則を断固として守ろうとしたルクセンブルクからみれば、この決議の前半部は、はなはだ危険なものであり、後半部のみで十分であるとみえたのであろうが、上述のような解釈は、少なくともこの決議の解釈としてみれば、いかにも我田引水のな解釈であつて、はなはだ無理な主張であるといわなければならない。⁽⁴⁶⁾

これに対し、レーニンは、この決議をきわめて高く評価している。レーニンのいうところによれば、ブルジョア民主主義革命が始まった時代、民族運動の覚醒と激化の時代、自主的プロレタリア諸政党の発生の時代（前述の資本主義の第一期）の東ヨーロッパとアジアにとっては、これらの諸政党の民族政策上の任務は二面的でなければならないという。つまり、一方では、あらゆる民族に対する自決権の完全な承認、他方では、すべての民族のプロレタリアートの国際的団結である。そして、この二つの要求を不可分に結びつけた場合にのみ、民族問題に対するプロレタリアートの真に階級的な政策が得られるのである。ロンドン大会の決議は、まさにこの二つの要求を結合しているのであり、プロレタリアートの民族政策のもっとも本質的な命題が再現されているとレーニンはいう。⁽⁴⁷⁾

〔注〕

(42) 第二インターナショナルは、九回にわたるその大会において民族問題を議事日程にとりあげたことがなく、いわば副次的な議題として民族問題を取りあげた唯一の大会がこのロンドン大会であるという。なお植民地問題は、当時は、民族問題とは別問題として扱われた。(フェリクス・ティフ、阪東宏訳「第二インターナショナル期における階級闘争と民族問題」、『史潮』五号、一九七九年、五三―五四ページ)。ロンドン大会の詳細については、阪東宏「社会主義と民族問題」、『駿台史学』五一号、一九八一年をみよ。

(43) この部分が英語版とロシア語版では「自治」となっていたことについては、伊東孝之氏の前掲論文の五六ページ注(11)をみよ。

(44) 加藤・川名訳前掲書、八一―九ページ。

(45) この決議に対するポーランド社会党側の評価については、阪東宏氏の前掲論文、一三一―一四ページをみよ。彼らもまた満足しなかったもようである。

(46) レーニンは、これを「R・ルクセンブルクの詭弁」と呼んでいる。『民族問題ノート』、八二ページ。

(47) 『レーニン全集』二〇巻、四六〇―四六五ページ。

六、ノルウェーのスウェーデンからの分離

ノルウェーのスウェーデンからの分離の問題の評価についてもレーニンとルクセンブルクの間には大きなちがいがあった。この問題に関するルクセンブルクの主張は、それほど長いものではないので、その全文を引用してみよう。

「連邦的諸関係の歴史での最近の出来事として、ノルウェーのスウェーデンからの分離を見てみよう。当時は、これは、国家的分離の努力が持つ力と進歩性をおおらかに示したものだとして、ポーランドの社会愛国主義誌(例えば、クラクフの『前進』^{ナフシユト})が熱心にとり上げたが、まもなくそれは、連邦主義とその結果たる国家的分離が、決して進歩とか民主主義とかの表明ではないことを、新たにはっきりと証明するものに変わってしまった。スウェーデン国

王をノルウェー国王から退位させ、ノルウェーから追放したいいわゆるノルウェー『革命』の後、ノルウェー人は、国民投票で正式に共和制導入計画を拒否して、あっさり自分たちの国王を選んでしまった。あらゆる民族運動と外見上の独立を崇拜する愚か者が『革命』だと吹聴したこのノルウェーの分離は、まさに農民的、小ブルジョア的な分離主義の現われ、スウェーデンの貴族に押しつけられた国王の代わりに、自弁で『自身の』国王を持ちたいという欲求だったのであり、何ら革命とは共通するものもない運動だったのである。同時に、このスウェーデン・ノルウェー連邦の崩壊の歴史は、それまでの連邦制がいかにまったくの王朝的利益の表現でしかなかったか、したがってまた、君主主義と反動の形態でしかなかったかということをも新たに証明するものであった⁽⁴⁸⁾。

この引用文から明らかのように、ルクセンブルクは、連邦制の反動性を論証するための実例として、このノルウェーのスウェーデンからの分離をとりあげているのである、とりわけ彼女の非難の中心点は、ノルウェー人が分離のうち共和制に賛成せずに王制を支持してしまったという点にむけられている。これに対して、レーニンは、この実例を、民族自決権⁽⁴⁹⁾分離権の行使の望ましい形態のひとつとしてとりあげた。したがって、両者の議論は、必ずしもかみあっているようにはみえないが、この実例に対するレーニンの言及は、彼の民族自決権論の性格を最もよく示すものとして、ここでとりあげる価値は十分にあるものと思われる。

ルクセンブルクのこの主張に対するレーニンの批判は、ルクセンブルクは問題の本質について一言も言っていないという点にある。今ここで問題になっていることは、民族自決権とこの権利に対する社会主義的プロレタリアートの態度の問題ではないのか。それなのに、彼女はこの問題には一言も答えずに、ノルウェー人が王制を選んでしまったということにもっぱら非難の矢をむける。なるほど、ノルウェーの自覚したプロレタリアートは、分離したのちに、当然共和制に賛成投票すべきであったであろう。そうならなかったのは、ノルウェーのプロレタリアートの中

に、きわめて多くの愚鈍な俗物的な日和見主義者がいたことを証明するだけのことであって、この結果は、今ここで問題になっている国家的分離の問題とは何のかかわりもない事柄であるという。

この実例から学ぶべきことは、第一に、スウェーデンの労働者がノルウェー人の分離権を承認したことによって、両国間の溝が深まったのではなく、逆に、ノルウェーとスウェーデンの労働者の緊密な同盟、彼らの完全な同志的・階級的連帯が力を加えたという事実である。つまり、民族自決権の行使が、両国のプロレタリアートを真に民主主義的で、真に国際主義的な基盤の上で団結させるという本来の目的を發揮したのである。

第二に、ノルウェーのスウェーデンからの分離というこの歴史的事実は、民族的分離が、資本主義の基盤の上でも可能であり、資本主義が存続するかぎり、民族自決権は「空想」であるとか、「黄金の皿で食事をする権利」と同じものであるとかいうルクセンブルクの主張を断然くつがえしてしまふ生きた実例であったということである。

以上がレーニンの主張であるが、結論としていえることは、ルクセンブルクがノルウェーのスウェーデンからの国家的分離を、結局のところ反動の利益にしかならなかった——彼女の『ロシア革命論』までを貫く民族自決権批判の中心点は、まさにこの権利の承認がプロレタリアートの団結を解体させ、反革命に格好の口実を与えることにしかないという点にあった——とみたのに対し、逆にレーニンは、この国家的分離が、両国のプロレタリアートの連帯を促進することになったとみていたのであるから、この問題に関する両者の立場はまさに正反対であるということができる。

〔注〕

(48) 加藤・川名訳前掲書、一一五—一一六ページ。

(49) レーニンは、このノルウェーのスウェーデンからの分離にくりかえし言及した。たとえば、『レーニン全集』一九巻、五八

七、ポーランド問題

論 說

ポーランド独立問題については、レーニンは、一八九六年のインターナショナル・ロンドン大会に提出された三つの立場を検討している。⁽⁵⁰⁾ 第一は、フラキ、すなわちポーランド社会党の見地であり、無条件のポーランド独立を要求するものである。第二は、ローザ・ルクセンブルクの見地であつて、ポーランドの国家的独立に全面的に反対し、ロシア領ポーランドのプロレタリアートの政治的課題は、ロシアのプロレタリアートとの民族を越えた団結によるツァーリズムの打倒であると説くものである。第三が、カール・カウツキーの見地であつて、インターナショナルは、現在のところポーランド独立をその綱領の一条項とすることはできないが、ポーランドの社会主義者は、この要求をかかげることが完全にできる、社会主義者の見地からすれば、民族的圧迫のおこなわれているところで、民族解放の任務を無視することは絶対にまちがいであるという立場である。

レーニンは、マルクス、エンゲルスのポーランド論にまでさかのぼつて、右の三つの見地を相互に比較検討している。レーニンはいう。マルクスとエンゲルスは、ポーランド独立要求を積極的に支持することが、すべての西ヨーロッパの民主主義者にとって——社会民主主義者にとってはなおさらのこと——無条件的な義務であると考えたが、この見解は、一八四〇年代と一八六〇年代の時期、オーストリアとドイツのブルジョア革命の時期、そしてロシアの農民改革の時期にとっては、全く正しいものであり、唯一の一貫した民主主義的、プロレタリア的な見地であつた。ロシアと大多数のスラヴ諸国の人民大衆が、まだ深いねむりからさめなかつた間は、これらの諸国に自主的・大衆的な民主主義運動がなかつた間は、ポーランド貴族の解放運動は、全ロシアおよび全スラヴの民主主義派の見地からだけ

でなく、全ヨーロッパの民主主義派の見地からいっても、巨大な第一級の重要性を持っていた。

だが、マルクス、エンゲルスのこの立場は、十九世紀のはじめの三分の二の頃、または第三・四半期頃迄は全く正しかったとしても、二〇世紀に入るやいなや正しくなくなった。ひとつには、自主的な民主主義運動と、さらには自主的なプロレタリア運動までが、多くのスラヴ諸国、もっともおくれたスラヴ諸国の一つであるロシアにさえも起ってきているからであり、第二に、ポーランド自体もまた、貴族ポーランドから資本主義ポーランドに変貌したからである。このような状況のもとで、ポーランドは、かつて持っていた独占的な革命的意義を失わざるをえなかったのである。

この観点からみるならば、ポーランド社会党の立場は、それ以後に起った変化に目をつぶって、以前のマルクスの見地を固定化し、マルクス主義の文字をマルクス主義の精神にそむいて利用しようとするものであって全く問題となりにえない。

ポーランド社会党をこのように厳しく批判したレーニンは、ルクセンブルクの立場に対しては、かなりの共感を表明している。それは、十九世紀末から二〇世紀にかけてのロシア社会の変化やポーランド社会の変化を指摘する点において、レーニンとルクセンブルクは共通の見解を持っていたからである。レーニンは、ルクセンブルクの立場を評価して次のように述べる。

「ロシアの社会民主主義者のなかには、ポーランド社会民主党との接近と結合を『後悔』したものは、だれひとりいなかった。民族主義的な志向と熱中がすっかりしみこんでいるポーランドに、真のマルクス主義的な党、真にプロレタリア的な党をはじめてつくりあげたのは、ポーランド社会民主党の偉大な歴史的功績である」^(註)。

「ロシアのマルクス主義者はだれひとり、いまだかつて、ポーランド社会民主主義者がポーランドの分離に反対し

たといつて、非難しようとは考えもしなかった⁽⁵²⁾」。

「ポーランドの社会民主主義者が、ポーランドの小ブルジョアジエの民族主義的熱中に反対し、民族問題はポーランド労働者にとつては第二級の意義をもつものであると指摘し、はじめて純プロレタリア的党をポーランドにつくりあげ、ポーランドとロシアの労働者は階級闘争においても密接な同盟をむすぶという原則がきわめて重要なことを宣言したのは、まったく正しかったのである⁽⁵³⁾」。

しかし、だからといつて、ポーランド民族にとつては、民族自決権はもはや余計なものであると主張することはできない、というのがレーニンの立場である。なぜならば、なるほど現在の状況のもとでは、ポーランド独立はきわめてありそうもないことではあるが、しかし、それは絶対に不可能だとか、ポーランド独立問題が一時的にもせよ政治劇の表舞台にあらわれる可能性がないときっぱり断定することはできないからであり、そして、なによりも、民族的抑圧のある所では、無条件の自決権を承認することが社会主義者の義務であるからである。その点で、レーニンはカウツキーの立場を正しいものとみなしたのであった。

さらに、相対的には正しいルクセンブルクのポーランド論も、これをロシア帝国全体に普遍化し、ロシア社会民主党の綱領から民族自決権の要求を削除することを主張するようになる。「ポーランド民族主義者の裏がえし」になり、心ならずも大ロシア民族主義を支持してしまふことになる。レーニンはいふ。

「これらの社会民主主義者（ポーランド社会民主主義者——引用者）が誤りをおかすことになるのは、ローザルクセンブルクのように、ロシアのマルクス主義者の綱領において自決権を承認する必要を否定しようとするときである。このことは、本質的にいって、クラクフの見地からみて当然な関係を、大ロシア人をふくむロシアのすべての民族にあてはめることを意味する。それはロシアの社会民主主義者でも、国際的社会民主主義者でもなくて、『ポーラ

ンド民族主義者の裏がえし』になることを意味する（強調はレーニン⁽⁵⁴⁾）。

結論を述べよう。ポーランド問題の当面の分析と、その実際の解決という点ではレーニンとルクセンブルクは一致している。だが、ポーランド民族も当然に持っている原則的要求である民族自決権を全面的に否認すること、ならびにこの否認をロシア帝国内のすべての民族に拡大して、ロシア社会民主党の綱領から民族自決権の要求を削除してしまふことを主張することは、レーニンの断じて認めることのできないものであった。

〔注〕

(50) 『レーニン全集』二〇巻、四六二―四六五ページ。

(51) 同右、四五九ページ。

(52) 同右、四五九―四六〇ページ。

(53) 同右、四六四ページ。

(54) 同右、四六〇ページ。

八、中央集権制、連邦制、地方分立主義、地方自治、民族自治

資本主義に内在する強力な中央集権化傾向の認識、地方分立主義と連邦制に対する反対、地方自治と民族自治の必要性の強調という点では、レーニンとルクセンブルクの間に顕著な差異があるようにには思えない。

まず、ルクセンブルクの方からみていこう。彼女はいう。「あらゆる国の資本主義発展の顕著な傾向となっているのは、……内政、経済および資本主義の中央集権化、つまり、経済、立法、行政、司法、軍事などの面で、国家領域をひとつの全体に集中、結合する傾向である⁽⁵⁵⁾」と。この傾向は、すでに絶対主義の時代に始まったものであるが、資本主義は、それを一層強力かつ一貫して推し進めてゆく。資本主義発展のこの中央集権化傾向は、一方では、プロ

レタリアートが階級闘争を遂行し、勝利しうるのに適した大規模な政治的枠組を作り出すという点において、他方では、こうして作り出された大資本主義国家が、未来の社会主義体制の基礎ともなりうるという点で、社会主義運動の利益にも合致するものである。それゆえ、近代プロレタリアートもまた、この中央集権化傾向を支持し、地方分立主義にも連邦制にも断固反対しなければならない。

だが、こうした近代国家の中央集権主義は、必然的に地方自治を不可欠なものとする。その第一の理由は、中央集権主義が官僚制と不可分に結びついているという事情による。なるほど官僚制は、画一性、精密性、効率性という観点からみれば、きわめてすぐれた制度であるが、それは他面重大な欠陥を持っている。というのは、資本主義的な生産と交換は、販売条件からみても、生産条件からみても、無数の社会的影響による不断の変動にさらされており、柔軟で即応力のある行政を必要とする。ところが、本来紋切り型で融通のきかない中央集権的官僚制度ではとてもこれに対応するだけの能力がない。それゆえブルジョア経済の多様性、変動性に敏速に対応しうる地方自治が必要とされるのである。

地方自治を必要とする第二の根拠は、資本主義の発展とともに発生したさまざまな社会的要請である。すなわち、労働力確保を目的とする近代的な公共の福祉の実現、たとえば、保健厚生が必要、都市問題の解決、普通教育制度の確立、交通手段の整備、個人と財産に対する公的な安全保障などであるが、こうしたさまざまな要請に対処するためには、中央政府だけでは明らかに不十分であり、地方自治が不可欠なものとなる。

第三に、資本主義は、一国家を、そして究極的には全世界を均質化し、一つの経済的・社会的有機体に転化させる傾向があるが、同時に他方で、資本主義はブルジョア経済を完全なものにし、社会化していくために、国家領域を分割し、新たな中心、様々な社会的有機体、たとえば大都市などを作り出す。人口の集中や都市交通と都市経済の発達

のもつて、今日の近代都市は、一個の小有機体をなしている。特殊なこれらの社会的有機体の要請に対抗するために、地方自治や自治体の自治が不可欠である。

近代のブルジョアの制度から生ずる地方自治は、中世から受け継がれた連邦主義や地方分立主義とは何の共通点もない。後者が、国家の政治的機能の分散を意味しているのに対し、前者は、集中された国家機能を地方的な要請にも対応させること、住民をそれに参加させることを意味しているにすぎないからである。一言でいうならば、近代的自治は、中央集権化された巨大国家の民主化の一形態なのである。

この点まではレーニンとルクセンブルクの間に見解の相違は全く見当らない。レーニンもまた「中央集権的な国家は、中世的な細分状態から全世界の未来の社会主義的統一にむかう歴史的な巨歩を、一步ふみだしたものである。そして、このような国家を通じるよりほかには、社会主義への道はない」と述べて、資本主義の巨大国家形成の方向を歴史の必然として認め、それが将来の社会主義社会の基礎となることを認めている。それゆえ、マルクス主義者は、中世的な分立主義に反対し、連邦制の原則をも、地方分権をも説くべきではないという。⁵⁷

地方自治の必要性についてのレーニンの論拠も、ルクセンブルクとほぼ同じものである。彼は、とりわけ中央集権制の障害の一つである純地方的な問題への官僚主義的干渉に対する地方自治による民主主義的コントロールという側面に注目している。

そして、レーニンは、地方自治を認められるべき単位を、① 住民の民族的構成、② 経済上の条件、③ 生活様式上の条件、を考慮してきめるべきだという。①の原理にもとづいて地方自治を認めることになれば、それはそのまま民族自治ということになるので、レーニンも民族自治を認めていたことになる。彼自身、「あらゆる民族的圧制をのぞくには、まとまった単一の民族的構成をもった自治管区——たとえばそれがごく小さなものであっても——をもう

けることが、きわめて重要である」と述べている。

しかし、彼は①の原理だけで地方自治を構成することには反対する。住民の民族的構成は、もっとも重要な要因の一つではあるが、唯一のものではなく、その他の要因にくらべて、最も重要なものでもない。たとえば、都市は資本主義のもとでは、もっとも重要な経済的役割を演じているが、この都市はどこでも住民の民族的構成がきわめて雑多である。都市に経済的にひきつけられている村落や近郊地から民族的契機を理由にして、この都市を切りはなすことは、ばかっているし不可能でもある。それゆえ、マルクス主義者は、もっぱら民族的地域主義の原則だけにたつてはならない。②、③の要因をも考慮したうえで、自治的な地方の境界と自治議会の管轄の範囲とを決定すべきであるというのである。

レーニンとルクセンブルクの対立点は、レーニンがロシアのすべての地方、すべての民族に自治を認めようとするのに対し、ルクセンブルクが、特殊にポーランドのみに例外的に、民族自治を認めようとする所にある。すでにみたように、ルクセンブルクは、あらゆる近代国家で、資本主義制度の要請から、歴史的必然により、自治体から県、州にいたるすべての段階で地方自治の形成が進んでゆくと主張していた。ところが、近代国家の内部に、①「民族的・文化的独自性」を持った地域が存在し、なおかつそれが、②一定の「経済的・社会的な独自性」をもった領域をなしているところでは、同じブルジョア経済の要請から、地方自治の最高段階の形態である国内自治(59)（実質的には民族自治(60)）が不可欠なものとなる、とルクセンブルクはいう。

しかし、彼女の意見によれば、近代国家の中に、民族的に独自の、ある一定の領域があったにしても、それだけではまだ国内自治の十分な基礎とはならない。なぜか。すでにみたように、中世の地方分立主義とは区別される近代的自治は、資本主義経済に特有の必然的帰結として、また、ブルジョア社会と、その民主的発展の要請とから生ずる一

定の社会的機能を充足させる形式としてとらえられるのであるから、この自治が可能になるためには、当然のことながら近代のブルジョア生活の諸形態が前もって存在していなければならぬはずだからである。国内自治の中心になるのは大都市であり、その政治的楨杆となるのはブルジョア階級であり、それを密接にとりまくのが、近代的ブルジョア・インテリゲンツィア、文芸生活、ジャーナリズム、学問、芸術である。それゆえ、ある特定の民族的地域の自治という意味での近代的な国内自治は、その民族が、独自のブルジョアの発展、独自の都市生活、独自のインテリゲンツィア、独自の文芸・学術生活を有している所でのみ可能となる。したがって、前述の二条件と合わせて、この条件を備えた場合にのみ、地方自治の最高形態としての国内自治が認められるのであり、そしてこの三条件のすべてをそなえているのは、ロシア帝国内部では、ひとりポーランドのみであるというのである。

ルクセンブルクは、この観点にたつて、ポーランド民族以外の諸民族の民族自治不可能論を詳しく展開しているが、ここではリトアニア民族についてのみ見てみよう。その理由は、ルクセンブルクが最も詳しく展開したのがリトアニアの事例であるということもあるが、のちにレーニンが批判したのも、このリトアニアの事例だからである。リトアニア民族に国内自治を認めたい理由⁽⁶¹⁾を彼女は三つあげている。第一に、ロシア帝国領内のリトアニア人は、主として、ヴィルノ、ユヴノ、グロドノ、スヴァウキの各県に住んでいるが、彼らのこの地域の総人口中に占める比率は低く、わずかに二三パーセントにすぎない。この地域をリトアニア人の居住地として設定することは全く不可能である。第二に、リトアニア人は、圧倒的に農民であつて、都市的要素、ブルジョアの要素は、きわめて稀薄である。リトアニアの文化的中心のヴィルノ県では、リトアニア人は、県人口の一八・七パーセントを占めているが、都市に限ってみると三・一パーセントでしかない。第三に、リトアニア人の教育水準は、なるほど比較的高く、文盲率もロシア帝国内で最低の部類に入る。しかし、リトアニアの教育は、主にポーランド語によって行なわれており、リ

トアニア語ではなくポーランド語が文化の手段となっている。この地域の有産階級や都市のインテリゲンツィアもまたまったくのポーランド人か、あるいは高度にポーランド化した人物である。この地域で国内自治を遂行するのに適した文化的能力をもっているのはポーランド人のみである。したがって、リトアニア人は、何ら独自の自治領域を構成することはできず、ポーランド国内自治の単なる延長部分となるべきである。

すでに述べたように、ルクセンブルクは、リトアニア人の他にも、白ロシア人やカフカース諸民族⁽⁶²⁾についても考察しているが、これらの諸民族はいずれも、国内自治を認められるだけの資格はなく、もっぱら広汎な地方自治の適用、すなわち、特定の民族の性格をもたない、いかなる民族にも特権を与えない、農村、都市、郡、県の自治を適用されるべきだという。一言でいえば、彼女の民族問題の具体的解決策は、ポーランド民族に対してのみは民族自治を、その他の民族に対しては地方自治を、というものであった。

レーニンは、まずポーランド民族のみに国内自治を認めるといふ主張には同意できないという。すでにみたように、彼は「住民の特殊な民族的構成」を持っているところには、すべて自治を認めようという用意があったので、「ローザ・ルクセンブルクは、……自治の要求をポーランドだけにかぎろうとするという多くのこっけいな誤りのうちでも、とくにこっけいな誤りをおかしている⁽⁶³⁾」⁽⁶³⁾と云って非難している。レーニンは、かなり人口の少ない民族にも自治を認める用意があった。彼はいう。「なぜ、五〇万の人口はおろか五万の人口でも有する自治的な民族管区は、ありえないのか、——経済的的交易にとって好都合で必要であるなら、この種の管区が、大小さまざまな隣接の管区と種々さまざまなやり方で結合して単一の自治『辺区』をつくることは、なぜできないのか?」⁽⁶⁴⁾と。

次にレーニンは、ルクセンブルクが、リトアニアの自治不可能論を論証するために、ロシアの既存の行政区画と官庁統計を無批判に使用したことを攻撃する。「わがロシアの官庁統計の周知の欠陥を知っている読者には、ローザ・

ルクセンブルクの誤りがたちどころにおわかりになる。なぜ、リトアニア人が総人口の〇・二%しかしめていないグロドノ県をとったのか？ なぜ、ヴィルナ県全体をとって、リトアニア人が人口の大多数をしめているトロキ郡だけをとらないのか？ なぜスヴァルキ県全体をとって、リトアニア人の数を県の総人口の五二%に見つもらながら、この県のリトアニア郡、すなわち、リトアニア人が人口の七二%を占めている、七郡のうち五郡をとらなかつたのか？⁽⁶⁵⁾ しかも、なぜ、このような既成の非「近代的」、非「資本主義的」な、むしろ中世的・農奴制的・官庁的の官僚主義的な行政区画を前提にして議論をするのか、とレーニンはいう。こうした行政区画を廃止し、資本主義の諸要求を真にみたま真に「近代的な」行政区画を制定することこそ、社会主義者の課題ではないか、というわけである。

〔注〕

- (55) 加藤・川名訳前掲書、九七ページ。
- (56) 『レーニン全集』二〇巻、三三三ページ。
- (57) レーニンは、この時点では、連邦制の反対者であったが、後には連邦制を完全な民主主義的中央集権制にいたる過渡期の形態として認めるようになった。『レーニン全集』二二巻、一六九ページ。二五巻、四八二ページ。三一巻、一三八ページなどをみよ。
- (58) 『レーニン全集』二〇巻、三七七ページ。
- (59) この国内自治の内容については、川名隆史氏が要領よく表現している。「ポーランド自治とは、革命後の中央集権的ロシア共和国の枠内での『民族性の擁護』を基本任務とし、言語・教育問題を主要課題とする地方自治であり、それがポーランド民族の自治と見られる限りで『民族自治』なのである」(川名隆史、前掲論文、九二ページ)
- (60) ルクセンブルクが、実質的には民族自治であるにもかかわらず、この表現を使わずに国内自治という表現を使ったのは、オーストリア・マルクス主義者の非屬地的自治と区別するためであったという指摘あり。伊東孝之、前掲論文、八二ページ、注

(一四七)、をみよ。

(61) ルクセンブルクは、はじめリトアニアにも国内自治を認めるつもりであった。『ヨギヘスへの手紙』(河出書房新社、一九七七)第三巻、三四〇—三四三ページをみよ。

(62) 白ロシア人は、①もっぱら農民であり、②文化水準が極端に低く、文盲率がきわめて高く、③ブルジョアジーも、都市インテリゲンツィアもおらず、白ロシア語による独自の学術・文芸生活がないゆえに、ブルジョア人は、①一二〇万人というわずかな人口——ここから、ルクセンブルクがレーニンと異なって自治のためにはかなりの人口を必要とすると考えていたことが分る——しかおらず、しかも他民族と混在していて自治のための境界線を引くことができず、②社会が圧倒的に牧畜段階にとどまっており、④自身の都市生活もなければ、民族語による知的作品もないがゆえに、国内自治をみとめられないという。

(63) 『レーニン全集』二〇巻、三三ページ。

(64) 同右、三七ページ。

(65) 同右、三五ページ。

むすび

最後に、レーニンとルクセンブルクの間の上述のような多岐にわたる論争を、今日の視点からみて、どう評価すべきかという最も難かしい問題が残っている。本稿の目的は、両者の間の論争点をできるだけ公平な形で対比してみることにあるので、軽率な評価はつつしみたいが、ただ一次のことはいえるのではないであろうか。

ルクセンブルクは、民族という概念から、経済共同体の要素を除外している。彼女にとって民族とは、何よりも言語、文学、芸術、習俗、宗教などの精神的・文化的共同体であった。このような民族的特質を育成するためにどうしても独立国家が必要であるとは必ずしも彼女は考えなかった。西ヨーロッパと中部ヨーロッパの多民族国家を構成する民族にあっては、現存の国家を破壊しなくとも、これらの諸民族の民族生活を育成する諸条件の確保は可能である

と彼女は考えた。そのためには、各民族の文化的発展の自由の保障と国家諸条件の民主化がありさえすれば十分である。彼女は、巨大国家の枠をまもりながら、その長所を生かしつつ、その中で諸民族がみずからの民族的特性を發揮しながら平和的に仲よく暮らす道を追求めたのであった。

レーニンもまた、社会主義の究極の理想は、「諸民族の接近と融合」であると主張し、大国家の中で「さまざまに民族が自由に平和のうちに仲よく暮らす」という完全な民族融合と同化の道を歩んでくれることを希望していた。そして、徹底した民主主義が実現されさえすれば、諸民族は分離権を行使せず、大国家の中にそのままとどまるだろうと考えていたのであるから——そして、これがレーニンの最も望んでいたことであるから——、ルクセンブルクとレーニンとの間に、究極の理想に関して大きなちがいがあったとは思われない。

ただ、ルクセンブルクが、ひたすらに諸民族のプロレタリアートの民族を越えた団結のみを、元的に主張しつづけたのに対し、レーニンは、この究極の理想にいたる手段として、自決権の承認が不可欠であり、過渡的形態として諸民族の分離独立をも認める用意があった——しかし、この権利ができるだけ行使されないことを希望した——という点で、両者の間の最大の相違点といえるであろう。

それゆえ、J・P・ネトルも指摘するように、⁽⁶⁶⁾ルクセンブルクとレーニンとの間の実践上のちがいは、表面の論争のはなばなしが示すほどには大きくはなかったのである。

しかしこの問題についてはもう一つの局面がある。本稿で主にとりあげた「民族自決権について」の発表後間もなく第一次世界大戦が始まり、レーニンは、以後、帝国主義論の研究に入り、その成果は、一九一六年に『資本主義の最高の段階としての帝国主義』⁽⁶⁷⁾に結実した。それによって、民族問題も、今まででもっぱら中部・東部ヨーロッパの後発的な多民族国家内のブルジョア民主主義革命の一環として考えられていたものから、西ヨーロッパの帝国主義国に

対する全世界的な規模での民族解放闘争そのものとして考えられるようになった。

このように民族問題が、全球的規模で重要なイッシューになった帝国主義の時代においては、ルクセンブルクの民族自決権否定の論理よりは、レーニンの論理の方がより現実適格的であったことは誰の目にも明らかであろう。M・ロヴィのいうように⁽⁶⁸⁾、レーニンの立場は「他の所にも適用しうる」という点でまさっていたのである。

〔注〕

(69) J. P. Netti, *Rosa Luxemburg* (London, 1966) Vol. I. p. 855. 邦訳『ローザ・ルクセンブルク』(河出書房新社、一九七五)下巻、四三一ページ。

(67) 『レーニン全集』二二巻、二二三一―三五二ページ。

(68) H. B. Davis, *op. cit.*, p. 20 に引用されているものを使った。邦訳は拙訳「マルクス主義における民族自決権」『ローザ・ルクセンブルク論集』二八一ページ参照。